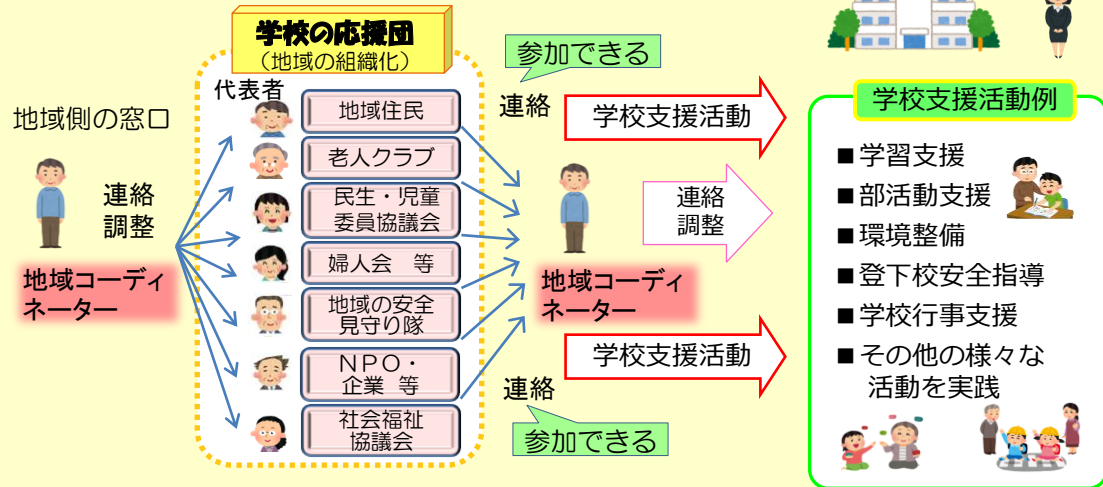


～学校支援地域本部（地域学校協働本部）事業を通じた地域の見守り体制について～

学校支援地域本部

地域住民による学校支援活動が円滑に行われるための仕組み



「学校支援地域本部」から「高知県版 地域学校協働本部」への展開

高知県版 地域学校協働本部の3要件

1. 充実した学校支援活動の実施 (現在の活動の拡充)

◆ 4種類以上の学校支援活動を、年間計100日以上実施
⇒なかでも特に、以下のような「チーム学校の構築」「厳しい環境にある子どもたちへの支援」「地域との連携強化」につながる活動の実施を推奨

- ① 学習支援 (授業の補助、放課後の学習支援など)
- ② 部活動支援 (地域の経験者による部活動の指導など)
- ③ 見守り活動 (学校の環境整備や交通安全指導など)
- ④ 地域活動 (地域と合同で実施する防災訓練など)

(新たな取組)

2. 学校と地域との定期的な協議の場の確保

◆ 学校の実情や子どもたちが置かれている状況など、学校と地域が「学力」「生徒指導上の諸問題」「部活動」などの課題を情報共有し、定期的に話し合う場を確保

- 既存の会議を発展させるなどにより設置
- 年度はじめ及び学期末毎など、年間概ね4回以上の開催

(新たな取組)

3. 民生・児童委員の参画による見守り体制の強化

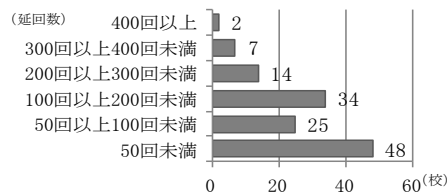
◆ 民生・児童委員又は主任児童委員が参画し、厳しい環境に置かれている子どもを学校と連携して地域で見守る体制を構築

現状1 学校支援地域本部の設置見込み

	H28			H29			H30			H31		
	小学校数	中学校数	実施校率 (%)	小学校数	中学校数	実施校率 (%)	小学校数	中学校数	実施校率 (%)	小学校数	中学校数	実施校率 (%)
見込	82	44	42.4	116	72	63.7	158	92	85	173	97	91.8

現状2 活動回数が50回未満の本部があり、活動の充実が必要

< H28年間活動実績回数 (回数別) >



現状3 民生・児童委員の参画率が48% (61校/126校) であり、民生・児童委員への学校支援地域本部の周知・参画要請が必要

- ◆ 学校支援地域本部の支援活動に関わっている民生・児童委員の数 365名
- ◆ 民生・児童委員が地域コーディネーターをしている割合 地域コーディネーター全体の11%

H29 取組1

○民生・児童委員への学校支援地域本部の周知・参画要請

【目標】 参画率 →100%へ

- ・県民生児童委員協議会連合会役員会（H28/7/27）、児童部会（8/5）正副会長会（1/18）、主任児童委員研修会（3/2,3/7）
- ・【1～3月】全市町村社会福祉協議会事務局長（市町村民生児童委員協議会の事務局）を個別訪問し、取組の説明を実施

【H29年度】

- ・県民生児童委員協議会連合会総会（4/25）
- ・市町村単位での説明を展開中／土佐市、香美市、香南市、黒潮町、大月町、三原村
（今年度実施する188校の一覧を提示。赤岡小学校の事例を説明し参画を要請）

H29 取組2

○地域学校協働本部への展開をモデル校7校で実施

【H30年度展開】

蓄積したノウハウをモデル事例集にして全小中学校へ配布し展開

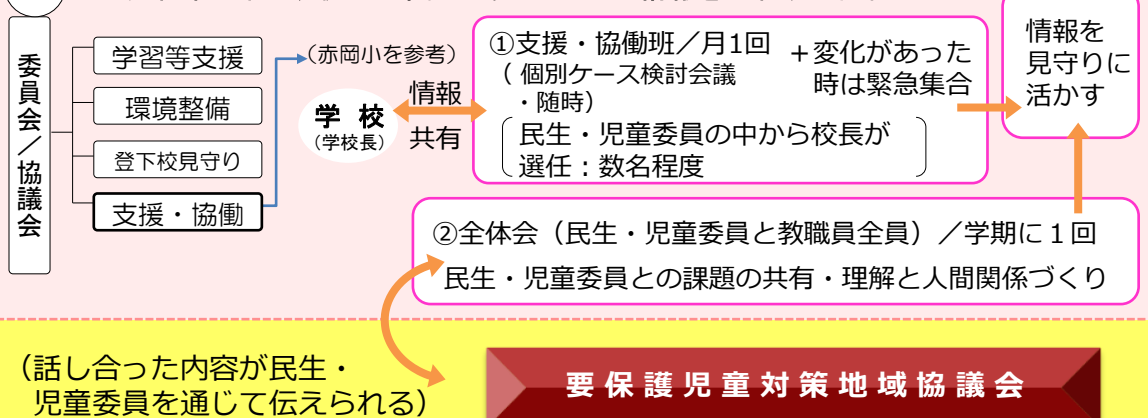
- ・【3～4月】教育長、学校へ要請活動を実施（教育事務所・生涯学習課）
- ・【4月】モデル7校の決定
赤野小（安芸市）、野市東小（香南市）、稲生小（南国市）
土佐町小・中（土佐町）、大月小・中（大月町）
西部中（高知市）、五台山小（高知市）
- 活動内容をチェックし、モデル7校で4種類以上累計100日以上
の支援を実施中
- ・【5～6月】各学校毎の見守りの仕組みづくりに向け、課題・今後の進め方について話し合い中
訪問実績：赤野小(5/15、5/31)、野市東小(5/31)、稲生小(5/2、6/7、6/11)、土佐町小・中(5/8)、大月小・中(5/16、5/24)、西部中(5/30)、五台山小（5/31）

○モデル7校での見守りの仕組みづくり

○一般ボランティアは、支援（連携・協働）活動の中で、気になる子どもの情報を学校へ必ず伝えてもらう。

○民生・児童委員は、厳しい環境にある子どもの情報を学校と共有し、学校内と地域（家庭）で見守りを行う。

例 地域本部の中で、厳しい環境にある子どもの情報を共有する仕組み



要保護児童対策地域協議会

○学校と地域との子どもに関する情報共有の在り方について

(基本的考え方) 児童・生徒の安心・安全を守ることを最優先に、地域(保護者)・民生児童委員・行政機関と学校とが取り組むことを基本に、その目的達成のために、学校は法令等に基づき必要な情報を地域に提供し、地域からも学校に積極的に情報をいただき、双方向の情報共有の形を定着させる。

(具体的対応案)

	地域の方々 PTA・学校支援ボランティア・その他住民	民生委員・児童委員
学校から出す 情報	<ul style="list-style-type: none"> ・学校の経営方針・行事予定 ・子どもたちの全体的な状況 ・校内支援会の仕組みや学校の窓口等についての情報 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校が見守りを依頼する子どもと家庭の個人情報 (個人情報保護条例に従って学校長等が提供すると判断した場合)
学校がもらい たい情報	<ul style="list-style-type: none"> ・放課後の遊びの様子、子ども達の会話、登下校の様子、休日の様子などから心配と感じたあらゆる情報 	<ul style="list-style-type: none"> ・依頼した見守り活動によって得た具体的な情報

(情報を共有するにあたっての留意事項)

	地域の方々	民生委員・児童委員
学校	<p>△一般情報までを共有</p> <p>(通常のケース) ○学校は、日常活動のなかでの、子どもたちの観察を依頼する。 ↓ 地域の方は、放課後の遊びの様子、子ども達の会話、登下校の様子、休日の様子などから心配と感じた情報を学校に提供</p> <p>(その他ケース) ○地域の方々に個人情報を提供することに、本人(保護者)の同意があり、校長及び学校の設置者が個人情報を提供すると判断したとき</p>	<p>○個人情報の共有可能</p> <p>○学校が個人情報を提供するかどうかは、個人情報保護条例に従って、学校長及び学校の設置者が提供すると判断したものに限る。 (通常のケース) ①法令等の規定に従うとき(要保護児童ケース) ②個人情報保護制度委員会の意見を聴き、実施機関が認めるとき (その他ケース) ③本人(保護者)の同意があるとき ④生命、身体等の保護のため、緊急かつやむをえないと認められるとき</p>

○地域の方々から見守りの取組や情報を収集する機会の確保

(例) ・学校と地域の定期的な協議の場の設置 ・いじめ等の情報収集の窓口の周知 ・保護者アンケートの実施
・学校に意見箱の設置 ・学校ホームページにメール入力ホームの設置 等